

東京圏の大学生・大学院生のみなさんへ！

# 香川県へ就職・移住する 大学生・大学院生を応援します！


東京に本部がある大学又は大学院から、香川県へ移住・就職された方の就職活動に要した交通費の最大1/2（1回限り）及び移転費を給付します！

## ■制度対象市町

下記市町で制度を実施しています。記載のない市町は、地方就職学生支援事業の対象外です。

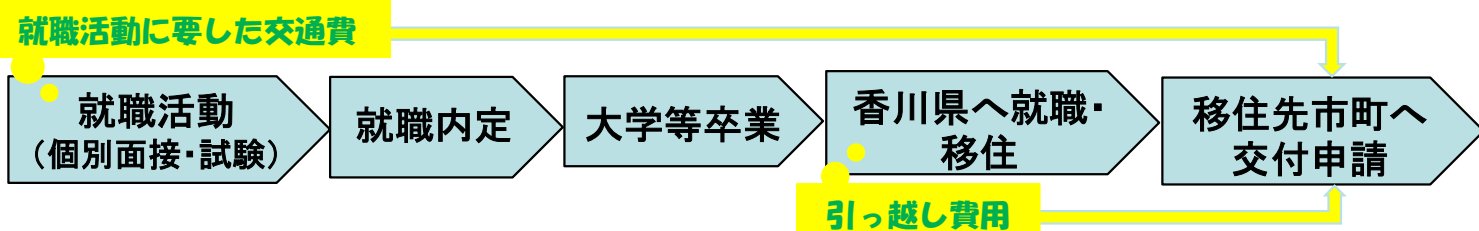
**高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、土庄町、  
小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、まんのう町**

## ■各相談窓口（★は申請窓口）

相談先団体	所在地	連絡先
香川県政策部地域活力推進課	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3125
香川県内市町移住・定住担当部署【★】	次のサイトの「市町一覧」をご確認ください。 <a href="https://www.kagawalife.jp/known/city">https://www.kagawalife.jp/known/city</a>	同左 
香川県東京事務所 香川県東京人材リターンコーナー	東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館9階	03-5212-9100
ふるさと回帰支援センター うどん県・かがわ暮らし相談コーナー	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階	080-2125-1634

※予算の上限や要件が市町によって異なるため、地方就職学生支援事業補助金が交付できない可能性がありますので、必ず事前に移住先市町の窓口までお問い合わせください。

## ■スケジュール（イメージ）



## 【地方就職学生支援事業補助金（以下、「地方就職支援金」という。）の概要】

< 1 地方就職支援金の対象となる方 > **主な要件は①～⑤であり、すべてに該当する方が対象**です。なお、大学又は大学院に在学中の卒業又は修了年度に、③の要件を満たす企業の採用選考に要した交通費を申請することも可能です。

### ①移住元に関する要件

○本部が都内にある大学又は大学院※1の東京圏(条件不利地域を除く) ※2にあるキャンパス※3に原則として4年以上在学し、卒業又は修了している。

※1 坂出市は大学生のみを対象とし、大学院生は対象外

※2 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※3 対象キャンパス : <https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/campus.pdf>



○大学等の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域除く)に継続して在住している。

### ②移住先に関する要件

○香川県内市町に移住している。

○申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内である。

○申請日から1年以上、県内の申請先市町に継続して居住する意思を有している。

### ③就職先に関する要件

○勤務地が香川県内に所在する企業等に卒業・修了してから1年以内に就職している。

○官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではない。※4

○就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でない。※4

※4 要件としていない市町もありますので、移住先の市町の申請窓口までお問い合わせください。

### ④就業条件に関する要件

○原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業である。

○香川県内を中心とした勤務を基本とする採用である。

○東京圏(条件不利地域を除く)への勤務を前提としない採用である。

### ⑤その他要件

○対象者を含む世帯全員が東京圏移住支援事業補助金等を受給していない。

## < 2 令和8年度対象移住先 >

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、まんのう町

## < 3 補助金額 >

○就職活動に関する規定に沿った活動に要した**交通費の最大1/2(1回限り)**

※上限額が市町によって異なりますので、移住先の市町の申請窓口までお問い合わせください。

※宿泊料等と往復交通費が合算されたパック旅行等を利用したときは、宿泊料・食事代を差し引いた金額を往復交通費とみなします。

○移住に要した**最低限の実費の金額**

※最低限の実費であることを証明(引越業者3社の見積等)できない場合は、108,000円を上限額とします。

※坂出市は就職活動に要した交通費について支援金の交付を受けた方のみが対象です。

## < 4 申請できる期間 >

**令和8年4月1日から令和9年2月末日まで**(大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内であること。)

## < 5 申請方法 >

申請書と必要書類を添えて、移住先の市町移住・定住担当部署に申請してください。

○ 本チラシは概要を示したものです。予算の上限や要件が市町によって異なる場合がありますので、**必ず事前に移住先市町へ確認をお願いします。**

【お問い合わせ】香川県政策部地域活力推進課

TEL:087-832-3125 FAX:087-831-1165

Eメール: [chiiki@pref.kagawa.lg.jp](mailto:chiiki@pref.kagawa.lg.jp)

-本チラシはR8.4.1現在の情報です-



移住ポータルサイト  
「かがわ暮らし」



トカイナカがわ!  
TOKAI x INAKA KAGAWA LIFE